

## 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

### 第5回 憲法と人権の限界(2)

#### 2. 外国人の人権(承前)

- ・ 外国人には、権利の性質上国民のみに認められる選挙権・被選挙権は保障されない(アラン訴訟最高裁判決(最判平成5年2月26日判時1452号37頁))。ただし、外国人に地方レベルの選挙権を法律によって付与することも憲法上禁止されていないと判示した定住外国人選挙権訴訟最高裁判決(最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁)がある。
- ・ 外国人には、公務就任権は保障されない(東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決(最大判平成17年1月26日民集59巻1号128頁))。国家公務員の採用試験には国籍条項があるが、地方公務員に関しては、国籍条項を設けない地方公共団体も少なくない。実務上、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を有することが必要とされている(なお、東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決参照)。

#### 3. 未成年者の人権

- ・ 未成年者は、心身ともに発達の途上にあり、成人と比べて判断能力も劣るため、憲法上、参政権が制限される(憲法15条3項←公職選挙法9条、10条)。婚姻の自由(憲法24条1項←民法731条)、職業選択の自由(憲法22条1項←各種法令)、財産権(憲法29条1項←民法5条1項本文)も制限される。

#### 4. 特別な法律関係における人権

- ・ 公務員や刑事施設被収容者など、公権力と特別な関係にある者については、通常の国民の場合とは異なり、特別な人権制限が許されると考えられてきた。
- ・ 特別の公法上の原因によって成立する公権力と国民との特別の法律関係においては、(1) 公権力が包括的な支配権を有し、個々の場合に法律の根拠なくして特別権力関係に属する私人を包括的に支配することができ、(2) 公権力が、特別権力関係に属する私人の一般国民として有する人権を、法律の根拠なく制限することができ、かつ、(3) 特別権力関係内部における公権力の行為は原則として司法審査に服しないとされてきた。
- ・ しかし、日本国憲法下では、法の支配の原理を採用し、人権尊重主義を基本原理とし、かつ、国会を唯一の立法機関と定めているので、伝統的な特別権力関係論は妥当しない。

【宿題】猿払事件最高裁判決 (I-12)、全農林警職法事件最高裁判決 (II-141) 及びよど号ハイジャック記事抹消事件最高裁判決 (I-14) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。また、被拘禁者の喫煙の禁止事件最高裁判決 (I-A4) の説明を読んでおく。

## Quiz

- Q5 人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 外国人の場合には、我が国との関係が日本国民とは異なるので、日本国民に比べて裁判を受ける権利の保障の程度に差を設けることも許される。
  - イ. 法人は、現代社会におけるその役割の重要性からすると、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受ける。
  - ウ. 未成年者は、精神的・肉体的に未成熟なことから、成人とは異なった特別の保護を必要とする場合があり、このような趣旨から、憲法は児童の酷使を禁止している。